取組の方向4

社会の変化に対応できる力を高める

く主要施策9 情報モラル教育の推進>

- 1 インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握(指導部)
 - (1) 学校非公式サイト等の監視業務の実施

都内公立学校全体を対象に学校非公式サイト等の監視を行い、不適切な書き込み等については、緊急性・危険性のレベルを高・中・低の3段階に分けて対応し、都立学校・区市町村教育委員会等への情報提供やサイトの管理者への削除要請を行う。

(2) インターネット・携帯電話利用に関する実態調査

スマートフォンや新たなインターネットサービスの普及に伴い、子供のインターネット等の利用における様々な課題が指摘されていることから、東京都の児童・生徒の携帯電話等の所持率や使用方法の状況、インターネット利用によるトラブル等の実態を把握する。

2 インターネット等の適正な利用に関する啓発・指導 (指導部)

(1) 指導資料及び啓発リーフレットの作成・配布

学校非公式サイト等の監視結果に基づき、インターネット・携帯電話の適正な利用 に関する教員向け指導資料及び児童・生徒向けリーフレット(小学校第3学年、中学 校第1学年)の内容等を検討する。

(2) I C T 活用講座(情報モラルに関する出前講座)の実施 都立学校及び希望する区市町村立学校を対象に、児童・生徒向けに情報モラル講座 を実施するとともに、保護者・教員向けの実践的な情報リテラシー講座を実施して、 児童・生徒、保護者への啓発・指導と教員への支援を行う。

(3) ICT教育フォーラムの開催

情報モラルに関する講演やパネルディスカッション、ICTを活用した模擬授業を盛り込んだICT教育フォーラムを開催し、広く都民に対する啓発を行う。

く主要施策 10 キャリア教育の推進>

- 1 小・中学校における系統的なキャリア教育の推進(指導部)
 - (1) 小・中学校におけるキャリア教育の取組の普及・啓発

職場体験の受入先に関する情報について、区市町村教育委員会に提供するとともに、 学校における優れた実践を紹介するなどして、小・中学校におけるキャリア教育の取 組の普及・啓発を行う。

ア 中学生の職場体験の推進

都内公立中学校、中等教育学校の生徒を対象として、5日間程度、学校を離れ、 地域商店、地元企業、民間企業、公的施設などの職場で実際に仕事を体験し、社会 の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観・職業観の育成を推 進する。 また、青少年・治安対策本部と連携し、中学生の職場体験に関する庁内推進会議や推進協議会を開催し、受入事業所の拡大を図る。

イ 中学生の職場体験発表会の実施

「わく(Work)わく(Work)Week Tokyo(中学生の職場体験)発表会」を開催し、小・中学校や高校、受入事業所による事例発表や、学識経験者等による講演などを行うことで、中学生の職場体験に対する都民等の理解・啓発とともに機運の醸成を図る。

また、本発表会において、小・中学校や高校の取組事例等を紹介することにより、小・中・高の一貫した取組の推進を図る。

ウ 「キャリア教育に関する教師用手引書」の活用

「キャリア教育に関する教師用手引書」等を事業説明会等で周知し、各校が本 資料を活用してキャリア教育を体系的に推進することを通して、社会的・職業的 自立に向けて必要となる「基礎的・汎用的能力」の理解を促進する。

エ 「外部人材活用パンフレット」の活用

外部人材を活用した具体的な実践例や外部人材リストを掲載したパンフレットの活用を通して、小・中学校における外部人材を活用した効果的なキャリア教育を推進する。

2 都立高校におけるキャリア教育の推進(指導部)

(1) インターンシップの推進

都教育委員会は、平成18年度に都内国際ロータリーとインターンシップ事業に関する基本協定を締結し、平成19年度から、連携してインターンシップ事業を実施するとともに、受入先の拡大を図っている。

今後も、こうした事業を通して、より多様な企業等を受入先として確保するなど、 都立高校生がインターンシップを行う環境整備を支援していく。

(2) キャリア教育の年間指導計画の作成

都立高校が学校の教育活動全体を通じ、系統的、組織的なキャリア教育を推進していくために、基礎的・汎用的能力を踏まえたキャリア教育の年間指導計画を作成し、キャリア教育の一層の充実を図る。

(3) キャリア教育推進者の資質向上

キャリア教育推進者連絡協議会を開催し、各校における企業やNPO等の外部人材の活用などの研修の実施を通して、キャリア教育推進者の資質の向上を図る。

3 企業・NPO等と連携した都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業 (地域教育支援部)

都立高校生が、実社会に出て社会人・職業人として自立して生きていく上で必要な能力や態度を身に付けることができるようにするため、企業やNPO等の教育プログラムを普通科高校を中心に導入する。

平成26年度実施規模:51校

<主要施策 11 不登校・中途退学対策の推進>

1 不登校対策・中途退学対策の推進【新規】(総務部・指導部)

不登校や高等学校中途退学の未然防止や早期解決を図るとともに、不登校の児童・生徒や高等学校を中途退学した者が、将来自立して生活できるようにするため、児童・生徒の実態に応じた長期的な視点による対策を、総合的かつ効果的に推進する。

(1) 不登校・中途退学の防止等の対策

ア スクールカウンセラーによる支援

不登校や中途退学の未然防止に向けた支援を行うため、スクールカウンセラーが、 心理の専門家の立場から、児童・生徒や保護者等の相談に当たるなどする。

イ スクールソーシャルワーカーや家庭と子供の支援員による支援

学校だけでは解決しない小・中学生の不登校問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーが、社会福祉の面から児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして支援を行うとともに、家庭と子供の支援員が、家庭訪問を通して、児童・生徒に直接関わるとともに、保護者からの相談に応じるなどして支援を行う。

ウ 都教育相談センターにおける個別相談

不登校の児童・生徒や高等学校を中途退学した者に対して、学校復帰、学校への 再入学、社会的自立等に向けての支援を行うため、都教育相談センターにおいて、 来所や電話を通して、当該児童・生徒やその保護者に対する個別相談を実施する。

エ 「個別適応計画書」及び「中退防止改善計画書」を活用した継続的な支援の実施 不登校の児童・生徒に対して、小・中学校が連携して継続的な支援を行うことが できるようにするため、「個別適応計画書」の一層の活用を推進する。

また、高等学校における中途退学の未然防止の取組を組織的、計画的に実施できるようにするため、「中退防止改善計画書」の一層の活用を推進する。

オ 高等学校定時制課程における中途退学未然防止対策

定時制課程第1学年における中途退学を防止するため、専門家を学校に派遣して、 グループエンカウンターなど人間関係づくりを行う活動を実施し、学校や学級への 帰属意識を高めさせる。

カ 「青少年リスタートプレイス」における中途退学者等に対する支援 高等学校中途退学者、高等学校への就学経験のない者、進路選択を控えた不登校 の中学生の就学等を支援するため、都教育相談センター内に「青少年リスタートプ レイス」を設置し、当該者やその保護者に対する相談や助言を行う。

(7) 電話相談・来所相談

リスタート登録やつどい等に関する問合せや申込み、都立学校への入学・転学・ 編入学等に関する相談に応じる。

(イ) リスタート登録

リスタート登録者に対して、定期的に「リスタート通信」を送付し、進路に関する情報の提供を行う。

(ウ) 進路相談会

都立高等学校への入学についての個別相談を通して、具体的な情報を提供し、 適切な進路選択ができるよう支援する。 (エ) つどい

アドバイザーからの助言を含め、心と身体のこと、就学に係る制度のこと、将 来のことなどについて考え、語り合う場を提供する。

(オ) 就学サポート

高等学校中途退学者等、現に学校に籍がない者に対し、進路に関する面談を計画的、継続的に実施し、都立高等学校への就学等に向けたきめ細やかな支援を行う。

キ 「不登校・若者自立支援フォーラム」の開催

不登校の児童・生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援の充実と関係者の連携を推進するため、不登校の児童・生徒、保護者、教員、適応指導教室職員、教育相談担当者等を対象として、不登校を克服した人の話や不登校を解消した具体的な事例を聞く機会として、年に1回、「不登校・若者自立支援フォーラム」を開催する。

ク 学校不適応連絡会の開催

学校における不登校問題に対応するための相談や指導の在り方等について、情報 交換や協議等を行うため、区市町村教育委員会の不登校問題担当指導主事等を対象 として、学校不適応連絡会を開催する。

ケ フリースクール等に係わるシンポジウムの開催

不登校の児童・生徒の多様な学習機会を保障するとともに、自立に向けた幅広い支援の在り方について検討するため、フリースクール等NPO法人や民間が運営する学校外教育機関の職員、保護者、教育委員会関係者、学校教職員等が参加して協議を行うシンポジウムを開催する。

- (2) 不登校・中途退学に関する実態把握と効果的な対策の検討
 - ア 不登校・中途退学問題に関する専門家会議における検討

公立学校における児童・生徒の不登校を未然に防止するとともに、不登校・中途 退学の児童・生徒に対して、学校復帰、進路決定、将来の自立等に向けた支援を行 うための総合的かつ継続的な方策等について検討するため、「不登校・中途退学問 題に関する専門家会議」において、以下の点について協議を行う。

- (ア) 断続的な欠席が、長期間の不登校や中途退学に至らないようにするための、 学校組織全体による支援の在り方に関すること
- (イ) 不登校及び不登校傾向の児童・生徒の個別の実態に応じた、外部機関と連携 した支援の在り方に関すること
- (ウ) 区市町村教育委員会が設置する適応指導教室等における学校復帰に向けての 具体的な支援の在り方に関すること
- (エ) 高等学校における中途退学防止を視野に入れた小・中学校における不登校防止等の対策の在り方に関すること
- (オ) 高等学校における中途退学防止及び中退後の支援のための具体的な方策に関すること
- (カ) フリースクール等 N P O 法人や民間が運営する学校外教育機関との連携をは じめ、多様な方法による学習機会の保障と、児童・生徒の将来の自立に向けた 支援の在り方に関すること
- (キ) 学校や外部の機関等のいずれの場においても相談、指導を受けていない児童・生徒に対する支援の在り方に関すること
- (1) その他、不登校や長期欠席に関する事項で、会議が必要と認めること

イ 不登校・中途退学の実態把握調査、研究の実施

小・中・高等学校における不登校及び中途退学の実態を把握し、不登校・中途退学問題の解決に向けての対策について検討するため、以下により調査、研究を行う。

- (ア) 調査・研究内容
 - ・ 不登校の実態、原因(欠席日数・期間、不登校の要因、登校できるようになった要因、支援経過、進路、家庭環境、発達障害との関連等)
 - ・ 区市町村教育委員会における不登校対策の実態(小・中連携した支援の方策、 適応指導教室の運営方針、専門家の活用状況等)
 - フリースクール等民間教育機関における取組
 - 中途退学の実態、原因、その後の状況、支援経過等
- (イ) 調査の方法
 - フリースクール等NPO法人や民間に対する調査(質問紙及び訪問)
 - ・ 抽出による質問紙調査 (区市町村教育委員会、校長、学級担任等対象)
 - ・ 臨床心理士の同席による聴き取り調査 (不登校又は不登校経験のある児童・生徒、高等学校中途退学者、フリースクール等 N P O に通う子供、保護者等対象)

2 都立高校における進路指導等の取組を支援する体制の構築(地域教育支援部)

(1) 都立高校中途退学未然防止と中途退学者等への進路支援事業 (モデル事業) の実施 ア 事業内容

都立高校における中途退学者及び進路未決定卒業者を次の社会の受け皿に円滑につなげるため、就労支援機関や若者支援機関と連携し、中途退学の未然防止や中途退学者等に対する進路支援等を行う。(平成27年度は最終年度)

イ 実施規模

区部 5 校 市部 5 校 計 10 校で実施

- (2) モデル事業の成果を踏まえた本格実施に向けた体制整備
 - ア 本格実施の方向性について
 - (ア) 都立高校の中途退学者をより一層減少させるため、ユース・アドバイザー等の 専門的人材からなる「進路指導支援チーム(仮称)」を都立高校に派遣し、学校 の取組を支援する。
 - (イ) 都立高校を中途退学した生徒や進路が未決定の卒業者に対し、在学中からの切れ目のない支援を、ハローワーク等関係機関とも連携して行い、将来の社会的・職業的自立につなげる。
 - イ 本格実施(平成28年度)にむけた体制整備
 - (ア) ユース・アドバイザーの採用

「進路指導支援チーム(仮称)」を統括するユース・アドバイザーを採用し実施 準備に当たる。

(4) 都立高校中途退学者等への「個に応じた支援」事業(試行実施) 中途退学未然防止及び中途退学者への切れ目のない支援を効果的に実施する ために、個に応じた支援アプローチの手法を開拓し、本格実施の事業スキームに 反映させる。